議案第61号

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定に ついて

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年11月26日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び同法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定する必要があるからである。

大口町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
 - (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
 - (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実 施者をいう。
 - (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱い を確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主 的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表中欄に掲げる事務及び町の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。
- 2 別表第2の左欄に掲げる町の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理する

ために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 3 町の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

- 第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報の提供は、別表第3の第1 欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。
- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則 その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提 出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第4項及び第5条第2項の規定は法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

執行機関事務

町長

愛知県在宅重度障害者手当支給規則(昭和45年愛知県規 則第29号)による在宅重度障害者手当の支給に関する事 務であって規則で定めるもの

愛知県遺児手当支給規則(昭和45年愛知県規則第30 号)による愛知県遺児手当の支給に関する事務であって規 則で定めるもの

愛知県特別障害者手当、愛知県障害児福祉手当及び愛知県 福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

大口町児童扶養手当支給条例(昭和50年大口町条例第8号)による児童扶養手当支給に関する事務であって規則で 定めるもの

大口町福祉手当支給条例(平成12年大口町条例第23 号)による福祉手当支給に関する事務であって規則で定めるもの

大口町町営住宅条例(平成9年大口町条例第29号)による町営住宅に関する事務であって規則に定めるもの

大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例(昭和53年大口町条例第18号)による医療費の支給に関する事務であって規則に定めるもの

大口町障害者医療費支給条例(昭和48年大口町条例第2 1号)による医療費の支給に関する事務であって規則に定めるもの

大口町精神障害者医療費支給条例(平成19年大口町条例 第32号)による医療費の支給に関する事務であって規則 に定めるもの

大口町子ども医療費支給条例(昭和48年大口町条例第8号)による医療費の支給に関する事務であって規則に定め

	るもの			
	大口町私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務で			
	あって規則に定めるもの			
	大口町後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって			
	規則に定めるもの			
	大口町一般不妊治療費の助成に関する事務であって規則に			
	定めるもの			
教育委員会	大口町私立高等学校等授業料補助金交付に関する事務であ			
	って規則に定めるもの			

別表第2(第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報	
町長	愛知県在宅重度障害者手当	地方税関係情報であって規則	
	支給規則による在宅重度障	で定めるもの	
	害者手当の支給に関する事		
	務であって規則で定めるも		
	<i>ග</i>		
	愛知県遺児手当支給規則に	地方税関係情報であって規則	
	よる愛知県遺児手当の支給	で定めるもの	
	に関する事務であって規則		
	で定めるもの		
	愛知県特別障害者手当、愛	特別障害者手当関係情報及び	
	知県障害児福祉手当及び愛	地方税関係情報であって規則	
	知県福祉手当の支給に関す	で定めるもの	
	る事務であって規則で定め		
	るもの		
	大口町児童扶養手当支給条	地方税関係情報であって規則	
	例による児童扶養手当支給	で定めるもの	

に関する事務であって規則			
で定めるもの			
	山土発明に住却った マ担則		
大口町福祉手当支給条例に	地方税関係情報であって規則		
よる福祉手当支給に関する	で定めるもの		
事務であって規則で定める			
もの			
大口町町営住宅条例による	地方税関係情報であって規則		
町営住宅に関する事務であ	で定めるもの		
って規則に定めるもの			
大口町母子・父子家庭医療	地方税関係情報であって規則		
費の支給に関する条例によ	で定めるもの及び生活保護法		
る医療費の支給に関する事	(昭和25年法律第144		
務であって規則に定めるも	号)による保護の実施に関す		
0)	る情報であって規則で定める		
	もの		
大口町障害者医療費支給条	生活保護法による保護の実施		
例による医療費の支給に関	に関する情報であって規則で		
する事務であって規則に定	定めるもの		
めるもの			
大口町精神障害者医療費支	生活保護法による保護の実施		
給条例による医療費の支給	に関する情報であって規則で		
に関する事務であって規則	定めるもの		
に定めるもの			
大口町子ども医療費支給条	生活保護法による保護の実施		
例による医療費の支給に関	に関する情報であって規則で		
する事務であって規則に定	定めるもの		
めるもの			

	大口町私立幼稚園就園奨励	地方税関係情報であって規則
	費補助金の交付に関する事	で定めるもの
	務であって規則に定めるも	
	Ø	
	大口町後期高齢者の福祉医	生活保護法による保護の実施
	療費支給に関する事務であ	に関する情報であって規則で
	って規則に定めるもの	定めるもの
	大口町一般不妊治療費の助	地方税関係情報であって規則
	成に関する事務であって規	で定めるもの
	則に定めるもの	
教育委員会	大口町私立高等学校等授業	地方税関係情報であって規則
	料補助金交付に関する事務	で定めるもの及び生活保護法
	であって規則に定めるもの	による保護の実施に関する情
		報であって規則で定めるもの

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員	大口町私立高等学校	町長	地方税関係情報であっ
会	等授業料補助金交付		て規則で定めるもの及
	に関する事務であっ		び生活保護法による保
	て規則に定めるもの		護の実施に関する情報
			であって規則で定める
			もの

制定要旨

1 制定の趣旨

大口町における個人番号の独自利用と特定個人情報の提供について必要な事項 を定めます。

2 条例の概要

県で上乗せしている福祉手当等、町で拡大している児童扶養手当、福祉医療等の法に規定のない個人番号の利用が必要な事務について必要な事項を定めます。

町と教育委員会との間の情報連携について必要な事項を定めます。

庁内の所管間での情報連携について必要な事項を定めます。

3 施行期日

- (1) 個人番号の独自利用、町と教育委員会の情報連携及び所管間の情報連携 平 成28年1月1日から施行します。
- (2) 情報連携ネットワークを利用した連携 法附則第1条第5号に掲げる規定の 施行日(平成29年7月)から施行します。